

令和6年度以降にはじめて貸与を受けた方

滋賀県看護職員修学資金 卒業後の手続きについて

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

どんな場合に返還？免除？

○養成所を卒業した日から1年6月または大学院修了した日から1年を経過する日までに**免除対象施設に就業**

YES

免除対象施設で**引き続き5年間、看護職員として勤務**
※週30時間以上であることが必要です。
(ただし、同一生計の小学校就学前の子供がいる場合のみ、20時間以上でも構いません。)

YES

全額返還免除



全額返還

NO



免除対象施設で
引き続き業務に従事した期間、
貸与を受けた期間(月)以上である。

YES

**一部返還・
一部免除**

本日の内容

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 修学資金の返還
- 卒業後の手続きについて

返還の猶予について

修学資金は原則返還することが必要です。

返還免除を受けるためには、**返還の猶予を受けて**、免除対象施設で業務に従事しなければいけません。

免除対象施設で、看護職員として業務に従事しているとき

免除対象施設に在籍し、産前産後休暇や育児休暇などを取得しているとき

他の看護職員を養成する学校養成所、または大学院のうち看護を専攻科とする修士課程もしくは博士課程に在学している場合

免除対象施設を退職した後、求職中かつ他の免除対象施設で看護職員として働く意思がある場合

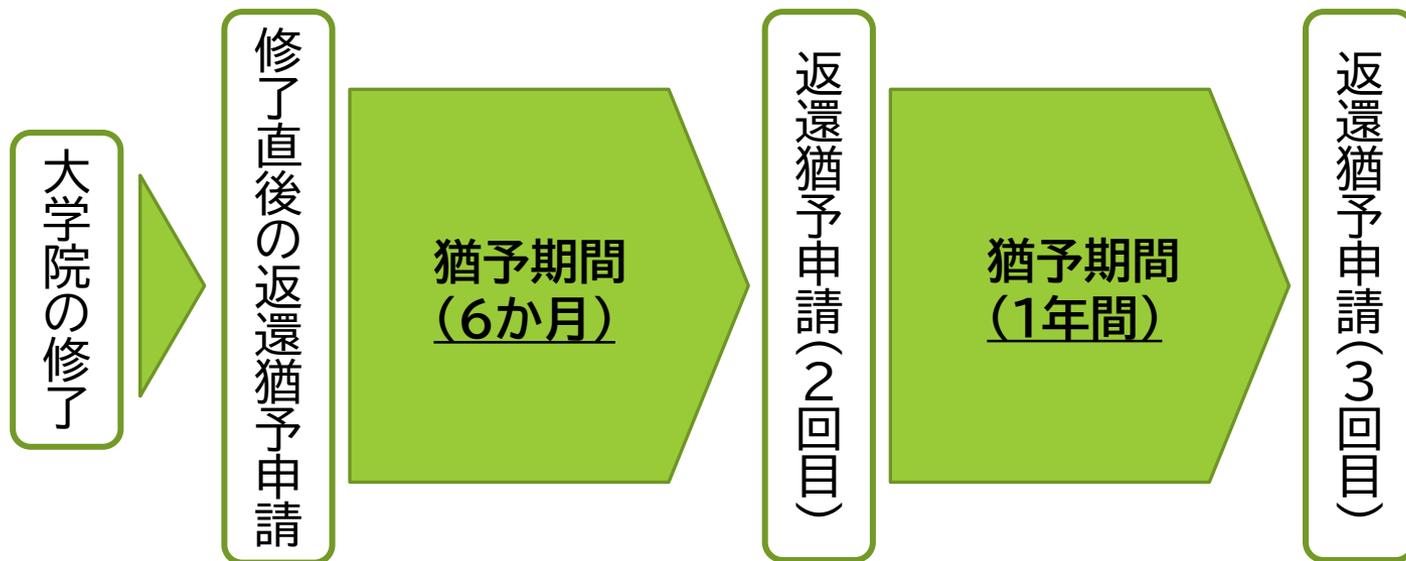
上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できないと滋賀県知事が認める場合

⇒**免除対象施設で、看護職員として業務に従事している場合に限り、返還免除を受けるために必要な就業期間としてカウントされます。**

返還の猶予について

返還猶予の期間は、1回の猶予申請につき、1年間を目安に設定します。

ただし県内医療機関等に就業した場合は、卒業直後の申請分についてのみ6か月とします。



※返還猶予事由の変更が生じた時点で、返還猶予申請を再度行う必要があります。

返還の猶予について

猶予事由	提出書類
免除対象施設で、 看護職員として就業している場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
免除対象施設に在籍し、 産前産後休暇や育児休暇などを取得して いる場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
他の看護職員を養成する 学校養成所または大学院のうち看護を専 攻とする修士課程または専攻課程に在学し ている場合	①返還猶予申請書 ②在学証明書 ※在学している学校養成所または大学院のもの
免除対象施設を退職した後、 求職中かつ他の免除対象施設で看護職員 として業務に従事する意思がある場合	①返還猶予申請書 ②異動届(離職・求職届出用)
上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを 得ない理由により業務に従事できないと滋 賀県知事が認める場合	①返還猶予申請書 ②当該理由が発生していることを証明する書類

返還の猶予について

猶予事由	提出書類
免除対象施設で、 看護職員として就業 している場合	①返還猶予申請書 ②就業証明書
免除対象施設に 産前産後休暇を 取得している	①返還猶予申請書

週あたりの業務時間数が**30時間以上**であることが必要です。
ただし、**同一生計の小学校就学前の子供がいる場合**のみ、
業務時間数が**20時間以上**でも構いません。

⇒常勤・非常勤であることは問いません。
⇒業務時間数が30時間未満である場合は、
返還の猶予を受けることができず、修学資金を返還する必要があります。

返還の猶予について

猶予事由	提出書類
免除対象施設で、 看護職員として就業している場合	①
免除対象施設に在籍し、 産前産後休暇や育児休暇などを取得して いる場合	これらの返還猶予事由については、 返還猶予を受けることができる期間に 上限があります。
他の看護職員を養成する 学校養成所または大学院のうち看護を専 攻とする修士課程または専攻課程に在学し ている場合	免除対象施設を退職し、求職中かつ他の免除対象 施設で看護職員として業務に従事する意思がある 場合 ⇒退職の日から3か月以内
免除対象施設を退職した後、 求職中かつ他の免除対象施設で看護職員 として業務に従事する意思がある場合	上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない 理由により業務に従事できないと滋賀県 知事が認める場合
上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを 得ない理由により業務に従事できないと滋 賀県知事が認める場合	② ⇒通算して5年以内

返還の猶予について

<留意事項>

- 免除対象施設を退職された場合は、出産や育児を理由としていても、返還猶予事由に該当しませんので、ご注意ください。
⇒返還猶予事由に該当するのは、免除対象施設に在籍している間に、産前産後休暇や育児休暇を取得されたときです。

本日の内容

- 返還の猶予
- 返還の免除
- 修学資金の返還
- 卒業後の手続きについて

返還の免除について

修学資金は、返還猶予を受けながら、免除対象施設で業務に従事し、下記の返還免除条件を達成したとき、返還免除を受けることができます。

返還免除条件

養成所

1. 卒業した日から **1年6か月** を経過する日までに、**特定施設に就業** すること
2. 就業後、**引き続き5年間、特定施設で業務に従事すること**

大学院

1. 修了した日から **1年** を経過する日までに、**免除対象施設に就業** すること
2. 就業後、**引き続き5年間、免除対象施設で業務に従事すること**

免除対象となる『特定施設』とは？

- **病床数199床以下**の病院
- 精神病床数が全体の病床数の80%以上を占める病院
- 重症心身障害児施設 ※障害者施設等は対象外
- 医療法改正前の特例許可老人病院および条例の規定するその他の老人病院
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 訪問看護事業所および介護予防訪問事業所 等

介護福祉系施設(25種別)

訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、
特定施設入居者生活介護などを行う事業所 など

児童福祉系施設(13種別)

児童発達支援、医療型児童発達支援などを行う事業所
児童発達支援センター、児童相談所、児童養護施設、
保育所、幼保連携型認定こども園 など

老人福祉系施設(5種別)

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

障害者総合支援法に係る施設(3種別)

自立訓練(機能訓練)、療養介護、生活介護を行う事業所

生活保護法に係る施設(3種別)

保護施設、救護施設、更正施設

その他施設等(4種別)

市町村、都道府県、助産所、小中高校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校)

返還の免除について

大学院のみ 免除対象施設

看護職員として就業される場合、
県内の医療機関等であれば、基本的にどこでも構いません。

- 病院
 - 診療所
 - 訪問看護事業所等
 - 看護学校養成所
 - 自治体
- など

本日の内容

- 返還の猶予
- 返還の免除
- **修学資金の返還**
- 卒業後の手続きについて

返還について

修学資金は、学校養成所の卒業の翌月から返還義務が生じます。

- ・ 県外の医療機関等に就業した場合
- ・ 看護職員として業務に従事しなくなった場合など、

返還猶予事由に該当しないとき、修学資金を返還する必要があります。

<返還金額>

返還金額 = 貸付金額 - 返還免除額

<返還期間>

貸与を受けた期間以内（休学等の処分により、貸与停止されていた期間を除く）

<返還方法>

①一括払い②半年払い③月賦のうち、いずれかの返還方法を選択。

返還について

<返還金額について>

(1) 免除対象施設での業務従事期間（月）が修学資金の貸与を受けた期間（月）未満のとき

⇒返還金額は**貸与総額**となります

(2) 免除対象施設において業務従事期間（月）が貸与を受けた期間（月）以上のとき

⇒**一部返還、一部免除**となるため、返還金額は下記のとおりとなります。

$$\text{一部免除額} = \text{貸与総額} \times \frac{\text{免除対象施設において業務に従事した期間(月)}}{\text{修学資金の貸与を受けた期間(月)} \times 2.5}$$

$$\text{一部返還額} = \text{貸与総額} - \text{一部免除額}$$

返還について

<返還金額について>

(1) 免除対象施設での業務従事期間（月）が修学資金の貸与を受けた期間（月）未満のとき

⇒返還金額は**貸与総額**となります

(2) 免除対象施設において業務従事期間（月）が貸与を受けた期間（月）以上のとき

⇒**一部返還、一部免除**となるため、返還金額は下記のとおりとなります。

$$\text{一部免除額} = \text{貸与総額} \times \frac{\text{免除対象施設において業務に従事した期間(月)}}{\text{修学資金の貸与を受けた期間(月)} \times 2.5}$$

$$\text{一部返還額} = \text{貸与総額} - \text{一部免除額}$$

貸与を受けた期間が2年未満の場合は、2年として計算します。

返還について

<返還方法について>

貸与を受けた時に提出した**借用証書**に記載した返還方法

<納付方法について>

①一括返還か②分割返還を選択することができます。

※②の場合は、貸与を受けた期間内（例：3年借りた場合は3年以内）に均等払いにより返還。

返還について

<修学資金の返還が遅れた場合>

返還金の納付が納期限を超過した場合、

年率14.5%で計算した延滞金が発生し、翌月以降返還金とあわせて請求

延滞金額 = 返還請求している金額 × 期限の超過日数 (日) / 365 × 14.5%

※延滞金については、納期限の翌日から実際の納付日まで

年14.5% (閏年の日を含む場合でも、365日あたりの割合で計算します。)

※計算の結果、延滞金額が100円未満の場合は、延滞金は請求しません。

返還について（納付方法）

<返還金の納付方法について>

1. 納入通知書による方法

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

返還について（納付方法）

1. 納入通知書による方法

返還月ごとに「納入通知書」が送られてきますので、
返還金を添えて最寄りの金融機関などの窓口で納めてください。

※県の窓口では現金は取り扱っておりません。

※郵便局では納めることができません。

※指定され銀行以外からの入金には手数料がかかります。

※紛失等により「納入通知書」がない場合、入金ができませんので、

直ちに県に連絡し、再発行された納入通知書で、決められた納入期限までに納めてください。

※納入通知書は指定金融機関以外にコンビニやスマホアプリを利用して納付することも可能です。

※1回の返還金額が30万円を超える場合や納期限後の納付の場合は、コンビニやスマホアプリを使用することができませんので、金融機関で納付してください。

返還について（納付方法）

返還金の支払方法は？

2. 口座振替（口座引落とし）による方法

- ①初回返還時に県から送付される「口座振替申込書」を記入し、
取扱金融機関の窓口にて提出してください。
- ②手続き後1～2か月後に「口座振替開始のお知らせ」が送付され、
口座引落としが開始します。

（引落日は毎月末日、ただし月末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）

※返還開始月と「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは納入通知書で返還してください。

※残高不足等により口座引落としができなかった場合は延滞金が発生しますので、

口座残高不足とならないよう十分注意してください。

本日の内容

- 修学資金の返還
- 返還の猶予
- 返還の免除
- 学校養成所卒業後の手続き

養成施設卒業後の手続き

はじめに自分がどれに該当するか確認しましょう。

- ①修士課程を修了した後、免除対象施設に就業した場合
- ②他の看護職員を養成する学校養成所または大学院のうち看護を専攻とする修士課程または博士課程に進学している場合
- ③大学院を修了した後、免除対象施設に就業していないが、大学院を修了した日から1年を経過する日までに免除対象施設に就業する見込みである場合
- ④返還猶予事由に該当しない場合

**先にお渡しした依頼文に従い、
令和8年5月29日までにオンライン申請！**

養成施設卒業後の手続き

①養成所を卒業または大学院を修了した後、免除対象施設に就業した場合

<提出書類>

●返還猶予申請書

●就業証明書

●免許証または登録済み証明書の写し(大学院:不要)

※修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

養成施設卒業後の手続き

- ②他の看護職員を養成する学校養成所または大学院のうち
看護を専攻とする修士課程または博士課程に進学している場合

<提出書類>

- 返還猶予申請書
- 在学証明書(進学した学校養成所または大学院のもの)
- 免許証または登録済み証明書の写し(大学院:不要)

※修学資金の貸与を受けていた課程で取得したもの

養成施設卒業後の手続き

養成所のみ

③国家試験に不合格となった場合

<提出書類>

- 返還猶予申請書
- 看護職員修学資金現況届

養成施設卒業後の手続き

大学院のみ

④大学院修了した後、免除対象施設(県内医療機関等)で就業していないが、大学院を修了した日から1年を経過する日までに免除対象施設(県内医療機関等)に就業する見込みである場合

<提出書類>

●返還猶予申請書

●看護職員現況届(大学院修学資金用)

養成施設卒業後の手続き

⑤返還猶予事由に該当しない場合

<提出書類>

なし(オンライン申請のみ)

養成施設卒業後の手続き

返還猶予を受けている間は、他にも手続きの必要があります。

●現況報告

⇒修学資金の返還事由が生じていないか、県が確認するため、定期的に現況の報告をお願いします。

●返還猶予申請の更新

⇒返還猶予期間は、1年間を目安に更新の必要があります。

養成施設卒業後の手続き

返還猶予を受けている間は、他にも手続きの必要があります。

●その他届出等

届出等が必要な場合	必要書類
修学生または連帯保証人の氏名や住所が変わった場合	①看護職員修学資金異動届(氏名・住所変更届) ②住民票記載事項証明書
連帯保証人を変更する場合	①看護職員修学資金異動届(連帯保証人変更届出用) ②印鑑登録証明書
就業先を変更する場合	①看護職員修学資金異動届(就業施設・職種変更届出用) ②転職前の施設の就業証明書 ③転職後の施設の就業証明書
免除対象施設を退職した場合	①看護職員修学資金異動届(離職・求職届出用)
借用証書に記載した返還方法を変更する場合	①看護職員修学資金返還方法変更願

養成施設卒業後の手続き

返還免除条件を全て満たした場合は、速やかに
返還免除申請手続きを行ってください。

<提出書類>

- 返還免除申請書
- 就業証明書

※免除を受ける時期までに県へ提出した定期報告等で就業を確認できていない期間に相当する証明書の提出が必要。

※上記以外にも必要に応じて、追加で書類提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。

養成施設卒業後の手続き

留意事項

- 修学資金は返還する必要があります。
- 手続きを行い、返還猶予を受けなければ、県から返還請求をいたします。

**必ず、返還猶予申請手続きは
行ってください。**

最後に

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。
説明会の内容や制度・手続きでご不明な点等がありましたら、
下記までご連絡ください。

担当課：滋賀県健康医療福祉部医療政策課
住所：〒520-8577
滋賀県大津市京町4丁目1番1号
TEL：077-526-8188（直通）
Mail：kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp